

なら・あーと・スペース（市庁舎玄関ホール）事業の手引き

1. なら・あーと・スペース（市庁舎玄関ホール）事業について

（1）事業の目的

本事業は、市民の皆様が芸術文化活動の作品展示や発表の場として利用できるよう、以下の通りなら・あーと・スペース（市庁舎玄関ホール）を開設するものです。

（2）開設場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所中央棟正面玄関ホール西側（大極殿模型前）

（3）開設期間

- ・文化振興課が指定する利用可能週の休日・除外日を除く月曜日から金曜日まで
- ・開設時間 午前9時～午後5時（搬入・搬出を含む）

（4）参加の申込み及び抽選

- ・原則、申込フォームによるオンライン申込といたします。申込フォームでの申し込み方法が分からない場合は操作方法を案内いたしますので、来課またはお電話ください。

（来課の場合は事前予約要）

- ・ただし、引き続きなら・あーと・スペース(市庁舎玄関ホール)事業参加申込書（第1号様式）による申し込みも受け付けます。
- ・電話・口答によるお申し込みはできません。
- ・メール、FAX、郵送で申込みの場合は行き違いを防ぐため、必ず申込書（第1号様式）を送った旨の電話連絡を文化振興課まで行ってください。
- ・各月設定の申込締切まで受付します。（※締切日はチラシ、HP参照）
- ・受付期間中に複数の申込みがあった場合、抽選となります。申込み締め切り後1週間程度を目安にご連絡いたします。
- ・市内の方と市外の方の申込みが競合した場合、市内の方を優先します。次に、同一年度内に使用のない団体を優先します。
- ・受付期間中に申込が無かった場合は先着順で受け付けます。
- ・利用は一団体につき年間3回までとします。

（5）参加の承認

参加が認められた場合、なら・あーと・スペース（市庁舎玄関ホール）事業参加承認書（第2号様式）を発行します。

（6）貸出可能品

- ・3連展示パネル（幅50cm×高さ165cm×3枚）5組
- ・長机（幅180cm×奥行45cm×高さ70cm）2台
- ・パイプ椅子 1脚
- ・ワイヤーフック 25本

これらの他、展示のために必要な備品がある場合は、参加者が用意してください。

(7) 参加料

- ・無料

2. 参加について

(1) 展示品の管理

期間中の展示品の管理は、参加者が責任を持って行ってください。市では一切責任を負いません。また、梱包材等の資機材はお預かりできませんのでご了承ください。

(2) 展示の注意事項

展示にあたっては、平城宮大極殿模型等の鑑賞の妨げにならないこと、点字ブロックの上に展示品を置かないようご注意ください。

また、次の展示品等については、展示できません。

- ・電気・水等を使うもの。
- ・不快音、大きな音、強い光および熱を出すもの。
- ・火気、ガスを使用するもの。
- ・設備及び備品を壊したり、汚したりする恐れのあるもの。
- ・公の秩序または風俗を乱す恐れのあるもの。
- ・悪臭を出したり、腐敗する恐れのあるもの。
- ・刃物等を素材にし、危険を及ぼす恐れのあるもの。
- ・その他鑑賞者に著しく不快感をあたえるもの。

※展示の設営・撤去は参加者自身で行ってください。原則、職員はお手伝いいたしかねます。

(3) 営業活動等の禁止

いかなる名目においても、営業活動、宗教活動、思想活動、政治活動、募金活動と認められる行為はできません。その他公序良俗に反すると認められる行為はできません。

(4) 飲食等の禁止

なら・あーと・スペース（市庁舎玄関ホール）での喫煙・飲食等はできません。

(5) 原状回復

展示が終わったときは、参加者はなら・あーと・スペース（市庁舎玄関ホール）を原状に回復し、その旨文化振興課に報告するとともに確認を受けてください。展示に伴って発生したごみは、参加者が持ち帰ってください。

(6) 搬入・搬出

・搬入、搬出時に市役所前のロータリーを使用される際は展示開始 5 日前までにご連絡ください。

・展示品等は、最終日に必ずお引き取りください。引き取りのない展示品については、市では一切の責任を負いません。

(7) 損害賠償

展示中になら・あーと・スペース（市庁舎玄関ホール）の設備や貸出品を傷つけたり、紛失したときは、弁償していただくことがあります。

(8) 次の場合は、参加承認の取り消し又は停止をすることがあります。

- ・奈良市庁舎管理規則及びこの手引きに定められた事項を守らないとき。
- ・参加する権利を他の者に譲り渡し、又は転貸したとき。
- ・不正な手段によって参加承認を受けたとき。
- ・市の行事等で使用するとき。
- ・過去に不正があった場合。
- ・参加目的を偽って申請したとき。
- ・その他庁舎なら・あーと・スペース（市庁舎玄関ホール）の管理上、特に必要とするとき。

(9) その他、この手引きに定めのないことは、文化振興課の指示に従ってください。

<お問合せ>

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1－1

奈良市文化振興課

電話：0742-34-4942 FAX:0742-34-4728

E-MAIL：bunkashinko@city.nara.lg.jp